

(議事-3)

令和6年度 福島県若年技能者人材育成支援等事業 実施計画 (案)

1. 地域における技能振興事業の実施

区 分	事 項
(1) 技能五輪全国大会予選の実施等	<p>① 技能五輪全国大会の予選の実施 企業・教育機関等へ予選会の参加を促し、若年者の技能レベル向上を図るとともに、技能尊重気運を醸成する。</p> <ul style="list-style-type: none">・令和7年1～2月実施予定(西洋料理10人:1職種) <p>② 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施 技能五輪全国大会、若年者ものづくり競技大会等に参加する中小企業等に対し参加経費の援助を行い、大会参加の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">・技能五輪全国大会(愛知県11/22～11/25 10人:6職種)・若年者ものづくり競技大会 (群馬県7/31～8/1 8人:5職種)
(2) 卓越した技能者(現代の名工)被表彰者紹介コンテンツ作成支援	社会一般に技能尊重の気運を浸透させ、若年者が技能労働者の道に入職する事を促進するため、卓越した技能者(現代の名工)、及び、その技能(匠)を紹介するためコンテンツの作成支援を行う。

2. ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務

区 分	事 項
(1) ものづくりマイスターの開拓	地域のニーズを把握し、熟練技能者を抱える企業・業界団体等の情報収集を行い、ものづくりマイスターの掘り起こしを行う。
(2) ものづくりマイスターへの説明	ものづくりマイスターが指導を開始する前に、活動する際の条件等について通知・説明を行う。ものづくりマイスター制度の趣旨、実技指導やものづくり体験教室(ものづくりの魅力発信)等の重要性や指導法を説明する。また、指導技法講習時においても指導法等を説明する。

区 分	事 項
(3) 申請書類の取りまとめ	申請書類・添付書類を確認し、取りまとめを行い中央技能振興センターに提出する。
(4) ものづくりマイスターに対する研修	新たに認定されたものづくりマイスターに対して、指導法の習得・向上のため指導技法講習会を実施する。指導技法講習会では「指導技法」を始め、個人情報保護、ハラスメントの防止、及び、若年者・学生等への接し方といった面の知識の付与も行う。

3. ものづくりマイスターの活用に係る業務

区 分	事 項
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助	県内の企業・業界団体、教育機関等に、本事業案内パンフレット(リーフレット)等の送付、または、訪問により、本事業のPRを行うとともに相談、援助の支援を行う。
(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施	<p>若年技能者の人材育成に取り組む企業・業界団体、教育機関等からの要請により、ものづくりマイスターを派遣して技能検定課題や競技会課題を用いる等効果的な実技指導を実施する。</p> <p>また、実技指導後には指導内容、成果、課題等を記録して受講者への確に伝える。</p> <p>【活動者(受講者)目標数】 1, 700人日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動者(受講者)目標数 <ul style="list-style-type: none"> ◇企業・団体 150人日(延べ10社) ◇工業高校等 800人日(延べ20校) ◇公共・民間施設 300人日(延べ10か所)
(3) 若者に対する「ものづくり魅力」発信	<p>サポートステーション・小中学校からの要請により、ものづくりマイスターを派遣し、ものづくり体験教室を実施し、「ものづくりの魅力」を発信する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動者(受講者)目標数 <ul style="list-style-type: none"> ◇サポートステーション 50人日(延べ5か所) ◇小中学校 400人日(延べ10校)
(4) 熟練技能者等による指導の実施	<p>企業・業界団体・教育機関等へ本事業の周知を図るとともに、ニーズを把握し、熟練技能者等の派遣により若年技能者に対する技能向上に資するための指導を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動者(受講者)目標数 <ul style="list-style-type: none"> ◇企業 10人日(1社)(別枠)

4. 地方公共団体、経済団体等との運営会議の設置・運営

区 分	事 項
(1) 連携会議の設置	<p>厚生労働省福島労働局・経済団体等をメンバーとしたコーナー主催の連携会議を設置しメンバーの意見を取り入れ、推進計画や実施計画の策定、地域の産業の特性や就業構造を踏まえた技能振興の取り組みや事業実施にあたっての連携・協力の在り方の検討、並びに事業の実施状況管理を行う。</p> <p>厚生労働省福島労働局、福島県商工労働部、福島県教育庁、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部、福島県商工会議所連合会、福島県商工会連合会、福島県中小企業団体中央会、福島県技能士会連合会、福島県職業能力開発協会を構成員として、連携会議を運営する。</p>
(2) 連携会議の開催回数	<p>年2回開催</p> <p>① 1回目(4月下旬開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新構成委員の委嘱 ・事業概要説明 ・令和5年度事業実施結果報告 ・令和6年度事業実施計画(案)の提案等 <p>② 2回目(12月中旬開催予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度事業実施状況報告 ・令和7年度事業推進計画(案)の提案等

5. 全国斉一的な事業展開

区 分	事 項
(1) 全国会議の開催等による中央技能振興センター・コーナー間の連携の強化	<p>中央技能振興センターとコーナーが密接に連携して、円滑な事業展開を図るため、全国会議やコーナー職員会議等の出席により、事業方針の確認・調整、実務ノウハウの向上・共有等を図り、全国斉一的な事業展開ができるように対応する。</p>

6. その他

区 分	事 項
(1) 地域に対するサービス提供方法	福島県職業能力開発協会内に福島県技能振興コーナーを設置して業務を実施する。
(2) 成果目標	<p>① ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体又は教育訓練機関の満足度 90%以上</p> <p>② ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に活かせるとした受講者の割合 90%以上</p> <p>③ ものづくりマイスターの授業等への講師派遣を利用した学校の満足度 90%以上</p> <p>④ ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合 90%以上</p>
(3) 活動目標	<p>① ものづくりマイスターの新規認定者数（延べ人数） 認定者数 6人</p> <p>② ものづくりマイスター派遣指導活動数（受講者延べ人日） 受講者数 1,700人日</p>